

第3回

## 法務部門における弁護士資格の有用性

オリックス不動産株式会社／東京弁護士会所属 真銅 孝典 *Shindo, Takanori*

### 1 はじめに

私は、OA機器メーカーの法務部で4年間勤務した後に、法科大学院、司法修習(新60期)を経て、弁護士登録後すぐにオリックス株式会社(現在はオリックス不動産株式会社へ出向中)に入社しました。従って、弁護士になる前に、社会人経験はあるものの、法律事務所勤務経験はないことになります。元々、前職を退職するときから、企業内弁護士になることは念頭にありましたが、いろいろな事務所を拝見し、どういう職務内容が自分に合っているかを考え比較検討した結果、企業内弁護士を選択しました。その主たる理由としては、会社のプロジェクト案件に最初から最後までリーガル面から関与することができることにやりがいを感じていたことが挙げられます。

### 2 日本組織内弁護士協会への入会

企業内弁護士になるとほぼ同時に、日本組織内弁護士協会(通称JILA) (<http://www.in-house.jpn.org/>)へ入会しました。そして、現在はJILAで事務局長を務めさせていただいております。JILAは、現役の組織内弁護士及び過去に組織内弁護士であった者が所属する任意団体です。現役企業内弁護士約512名(2010年12月JILA

調査)のうち、約240名の現役企業内弁護士がJILAに入会しているので、実に半数近くの現役企業内弁護士がJILAの会員ということになります。JILAでは、定例会(業界ごとの意見交換、シニア会員による新人会員向け講義等)、外部講師を招いての講演、各種シンポジウム(法科大学院生、合格者向け)の開催、提言等の活動を行っています。企業内弁護士と一口にいつても、法務担当役員(ゼネラル・カウンセル)、リーガルカウンセル、マネージャー型弁護士、一般社員型弁護士(新卒系、社会人経験者を含む)等の様々な類型があり、JILAにも様々な立場の企業内弁護士が入会されています。特に、新人系の弁護士で所属企業において1人目の弁護士というような場合には弁護士としての指導を受ける機会がなかなかないので、JILAの活動に参加することは非常に有用です。

### 3 企業内弁護士としての業務

2で述べたように、一口に企業内弁護士といつても、様々な類型があり、担当している職務内容も様々です。これは法律事務所において、一般民事や家事事件等を専門に扱う弁護士から、大手事務所に勤務して訴訟を全く扱わない弁護士がいるのと同様です。以下では私

が担当している業務を若干述べさせていただきます(なお、以下「企業内弁護士」と記載した場合は私のように事務所勤務経験が(ほとんど)ない場合の企業内弁護士を念頭に置いています)。

私が主として担当している業務は、①契約(書)審査、②法務相談業務、③社内研修・規則制定関係、④訴訟業務(代理、訴訟管理)に分類されます。法務部門に配属されたアソシエイトクラスの企業内弁護士の多くが行っている業務は概ねこのようなものになろうかと思います。ここでは、④訴訟業務(代理、訴訟管理)、特に弁護士の本来的な業務である訴訟代理を企業内において行うことの有用性について考えたいと思います。

まず、訴訟の管理業務、具体的には外部の弁護士に委任した訴訟の進捗状況等を把握し、問題点等を整理して役員等に説明するといった業務は、弁護士であるがゆえに通常の社員に比べて多く担当していると思います。実際に他の企業内弁護士に聞いたところも、このような「訴訟管理」を業務として行う企業内弁護士が多いです。

これに対して、自ら訴訟代理を行っている企業内弁護士は少ないといえます。訴訟といつても、重要な法律解釈が争点となるものから、定型的かつ頻発する単純な金銭債権の請求等様々なケースがあります。それらの訴訟についてその特性に応じて、基本的には各専門の弁護士に委任した方が、コスト面及び効果面からも適切な場合が多いと思います。また、企業内弁護士のメイン業務である①から③の業務を行いつつ、相当程度労力のかかる訴訟業務を迅速適切に処理することはかなり困難です。そのため、多くの企業では外部の顧問弁護士等に委任すること

が通常と思われます。

しかし一方で、企業内弁護士が対応した方が有利な訴訟というのも考えられます。外部に専門家が存在しないような特殊な分野である場合、訴額が小さく外部の弁護士に委任すると報酬との関係で経済合理性がないような場合が考えられます。加えて、私は、訴訟業務を継続的に行なうことが上記①から③の業務を行う上で非常に有用であると考えています。実際の訴訟のスケジュール感覚や、裁判官が問題と考えている点、強制執行等の終局的な場面を体験することで、より実体に即した契約書作成や相談対応、社内でのレクチャーができるのではないかと考えます。また、通常業務における自身の発言にも説得力が増すものと思われます。確かに、多少訴訟を経験したからといって訴訟スキルが格段に向上するわけではありませんが、訴訟での経験を紛争予防の法務に生かすことは十分に可能です。実際、継続的に訴訟を単独または顧問弁護士との共同受任をさせていただくことで、不動産分野における債権回収の知識・ノウハウが蓄積でき、また社内における自分の認知度が向上し、当該分野における案件相談がかなり多くなりました。

#### 4 今後について

企業内弁護士として、4年目を迎えました。4年前と比べても、現在、企業内弁護士はかなり増加し、今後も増加傾向は(緩やかになりつつも)続いていくと思われます。企業内弁護士の存在意義や位置付けというものは様々ですが、活躍の場は確実に広がっていくものと思われます。私自身まだまだ知識・経験ともに不足していますが、従来の業務の精度を上げるとともに、今後も新しいフィールドに積極的に挑戦していきたいと思います。